

第13回福井家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成21年11月26日(木)午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

福井家庭裁判所第1会議室(3階)

3 出席者

(1) 委員

秋山政美委員,有田康弘委員,黒原繁夫委員,佐茂剛委員,長門栄吉委員長,
長谷川まゆみ委員,三田恵美子委員(以上7人出席)

(2) 事務担当者等

寺川事務局長,佐々木首席書記官,市村次席家裁調査官,坂本事務局次長,
玉総務課長

4 議事

(1) 意見交換テーマ

「調停制度の運用状況 - 家裁の調停へのアクセスを容易にするために - 」
について

(2) 意見交換要旨

ア 家庭裁判所,家事調停はどのくらい知られているか。

委員

訴訟などの手続と調停手続の違いが十分に認識されていない部分がある
と思うし,裁判員制度により裁判所が身近になったとはいうものの,やはり
市民の目線からすると,裁判所は敷居が高いという印象がないわけでは
ないので,気軽に調停を利用することに繋がっていないのではないかと思
う。

委員

家庭の問題で困ったときに,誰(どこ)に相談するかというと,やはり
弁護士が思い浮かぶ。弁護士はテレビなどに出ていて身近な相談者として
認知されていると思うが,家庭裁判所は裁判をする機関という意識が強く,

直ちに家庭裁判所に行って相談し、手続をしようということにはなりにくい。

委員（裁判所）

一般に、地裁と家裁の手続の違いは理解していただいていると認識している。家裁で家事調停が行われていることは知っていると思われるが、家事調停についての具体的なイメージがわきにくい部分はあると思う。

イ 調停制度について、家庭裁判所が行っている広報活動をどのように考えるか。

委員

調停制度を裁判所が積極的に広報していく必要があるとまでは考えていない。家庭内で紛争があり、利用者が調停手続を知りたいと考えたときに、知ることができればよいのではないかと思う。中学生の頃から法教育の一環として、家庭裁判所の調停制度に関する知識を付与することも必要だと思う。

委員

家庭裁判所を訪れた人が、どこで調停手続についての情報を得て家庭裁判所に来たのかを知ることができれば、効果的な調停制度の広報活動に繋げることができるのではないか。

委員

一般に、家事調停が成立し、調停調書が作成された場合、その調停調書が判決書と同様の効力があることを知らない場合が多いと思う。そういったこともアナウンスしていけば、調停手続の利用の増加につながっていくと思う。

ウ 家庭裁判所、家事調停が利用しやすくなるためにはどうしたらよいか。

委員

家事調停を利用したいと考えるときに、手続にかかる期間やその手順のほか、どのような解決が図られるのかということが事前に分かれば、調停が利用しやすくなると思う。

委員

裁判所の見学に合わせて、模擬調停を見学できるような機会があれば、家庭裁判所の調停制度についての理解が深まると思う。

委員

家庭裁判所や家事調停について縁遠いと感じている人は少なくないように思う。市民相談窓口には、どこに（誰に）相談に行けばよいのか分からない人が訪れる場合が多く、相談担当者は、弁護士会、法テラスあるいは家庭裁判所といった機関がどのような機能や役割を持っているか等について説明している。相談担当者が、正しい知識を持っていることが重要であると考えている。

委員（裁判所）

地方公共団体等の関係機関における相談担当者が、家庭裁判所の調停制度についての理解を深めていただけるよう、家庭裁判所としても積極的に働きかけをしていきたいと考えている。

事務担当者

当庁の家事手続案内の件数は、平成19年及び平成20年には本庁だけでも、年間約1800件ある。家裁の規模からすると、件数は比較的多いと思われる。手続案内の担当者は、家裁の手続についての理解を深めていただけるよう丁寧な対応を心掛けている。

委員

家事手続案内では、申立についての手続を教示することはできるが、例えば「慰謝料や養育費はいくらくらい請求できるのか」といった質問には当然ながら答えることできないので、その点は弁護士が対応することになる。手続案内だけで当事者が知りたいことがすべて分かって調停申立てにつながっていくわけではない。

委員（裁判所）

離婚調停の申立書の「申立ての趣旨」を記載する場合、養育費や慰謝料あるいは財産分与について請求する金額がはっきりしないときには、「相

当額」と記載することで足りることになっている。家事の手続案内に訪れた人に対しては、調停申立てをする段階で具体的な請求額が決まっていなくてもよいというアドバイスができる場合もある。

5 次回の内容等

開催日時及びテーマは、新委員改選のため未定